

PM_{2.5} の常時監視体制が強化されました！

環境省は、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として微小粒子状物質(PM_{2.5})[※]に係る環境基準を次の通り定めています。

- 1年平均値 15 μg/m³ 以下
- かつ
- 1日平均値 35 μg/m³ 以下

さらに環境省は注意喚起のための暫定指針を示しており、1日平均値が70 μg/m³以上になると予想される場合に、都道府県等が注意喚起を行うことを推奨しています。注意喚起の判断基準などの詳細は環境省の『微小粒子状物質(PM_{2.5})に関する情報』をご覧ください。

<http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info.html>

沖縄県では、平成23年度から沖縄局（沖縄市）でPM_{2.5}常時測定を行っています。沖縄局における平成25年度測定結果（速報値）では、煙霧などの影響により1日平均値が35 μg/m³を超える日が合計で7日ありました（図1）。年平均値は15.9 μg/m³であり、環境基準を超過していました。

PM_{2.5}に対する社会的関心の高まりを受け、沖縄県及び那覇市では平成26年2月にPM_{2.5}測定機を追加整備し、1局から5局体制へと強化しました。測定地点は、名護局、沖縄局、那覇局、平良局、石垣局であり、離島を含めた県内を広域的に監視しています（図2）。沖縄県の注意喚起は、県内を3つの地域（本島、宮古、八重山地域）に区分し行います。本島の場合、3つの測定局のうちいずれか1局でも判断基準を超えれば注意喚起を行います。測定結果（速報値）は沖縄県大気常時監視情報

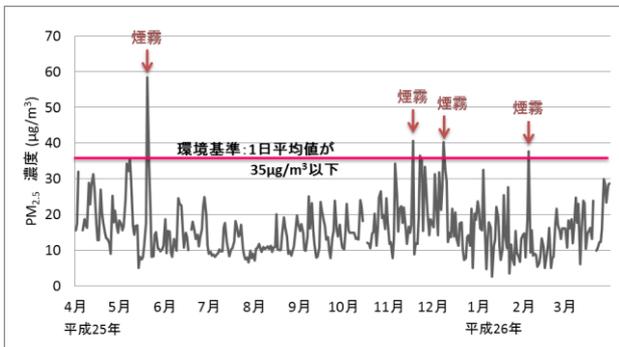


図1. 平成25年度PM_{2.5}濃度1日平均値の推移（沖縄局）

のページ（図3）で公表されており、PM_{2.5}等の濃度をリアルタイムで確認することができます。

<http://okinawa-taiki.sakura.ne.jp/>

※PM_{2.5}の性質等については、『微小粒子状物質(PM_{2.5})とは』（衛環研ニュース【第25号】）をご覧ください。

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/eiken/news/documents/25page1.pdf> 【環境科学班】

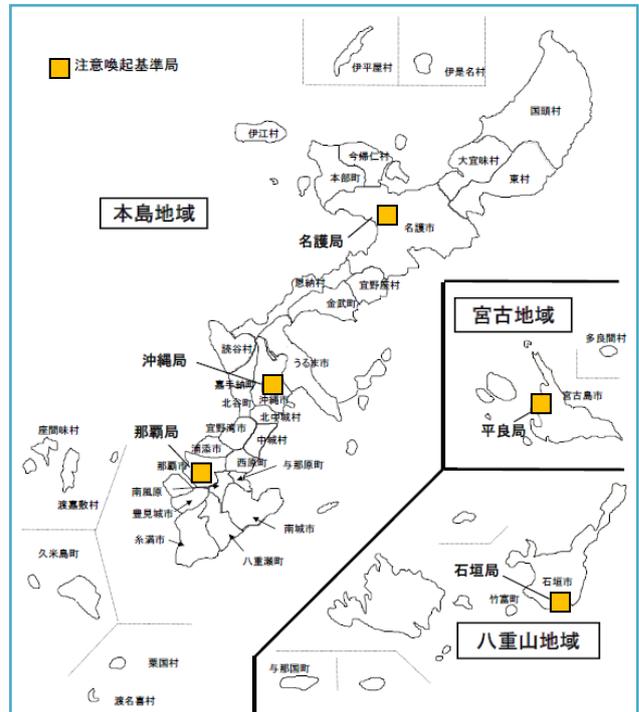


図2. 測定地点及び注意喚起の地域区分

測定局	名護市 (名護局)	沖縄市 (沖縄局)	那覇市 (那覇局)	宮古島市 (平良局)	石垣市 (石垣局)
1時	5	10	4	7	4
2時	5	12	5	4	5
3時	4	14	5	4	5

図3. 沖縄県の大気汚染物質（PM_{2.5}等）の測定結果リアルタイム公表ホームページ